

農商工連携で

新たなビジネスチャンス！

農林漁業者



農林水産物は
貴重な地域資源！

有益な連携

中小企業者 (商工業者)



独自のノウハウや技術は
優れた経営資源！

新商品や新サービスの
開発・販売促進等

↓
地域経済の活性化

※農林漁業者や農協等が加工・
販売等の事業を行う場合は、
中小企業者としての扱いが
可能です。

平成24年6月

農工商等連携促進法とは

平成20年7月21日施行

(中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律)

目的: 地域を支える中小企業者と農林漁業者との連携により、**地域経済を活性化**

特徴: 業種や行政の壁を越えた連携、**農林水産省・経済産業省**の両省が共同で支援

スキーム

国が基本方針を策定・主務大臣(地方局長)が認定

申請 ⇄ 認定

申請 ⇄ 認定

① 農工商等連携事業計画

・**中小企業者**と**農林漁業者**が共同で新商品の開発等
に取り組む事業計画を作成(代表者を定める)

② 農工商等連携支援事業計画

・NPO法人等が行うマッチング支援

支援措置(既存法の特例措置)

- 中小企業信用保険法の特例(債務保証限度額を現行の2倍)
- 小規模企業者等設備導入資金助成法の特例(貸付対象額1/2→2/3)
- 食品流通構造改善促進機構の債務保証(支援対象を農工商に拡大)
- 農業改良資金助成法等に基づく貸付対象者を中小企業者へ拡大し、償還期間(10→12年)・据置期間(3→5年)を延長。
- 中小企業者に対する低利融資制度の創設((株)日本政策金融公庫)

支援措置

- 中小企業信用保険法の特例(対象者の拡大:債務保証)



補助金

新商品開発やマーケティング等の経費

上限3,000万円、補助率2/3以内
地方経済産業局に申請

6次産業創出総合対策予算(農林水産省)の活用

- 6次産業総合推進事業
新商品開発や商談会等に対する支援
- 6次産業化推進整備事業
6次産業化の取組について必要な施設整備を支援



農工商等連携事業の基本的要件

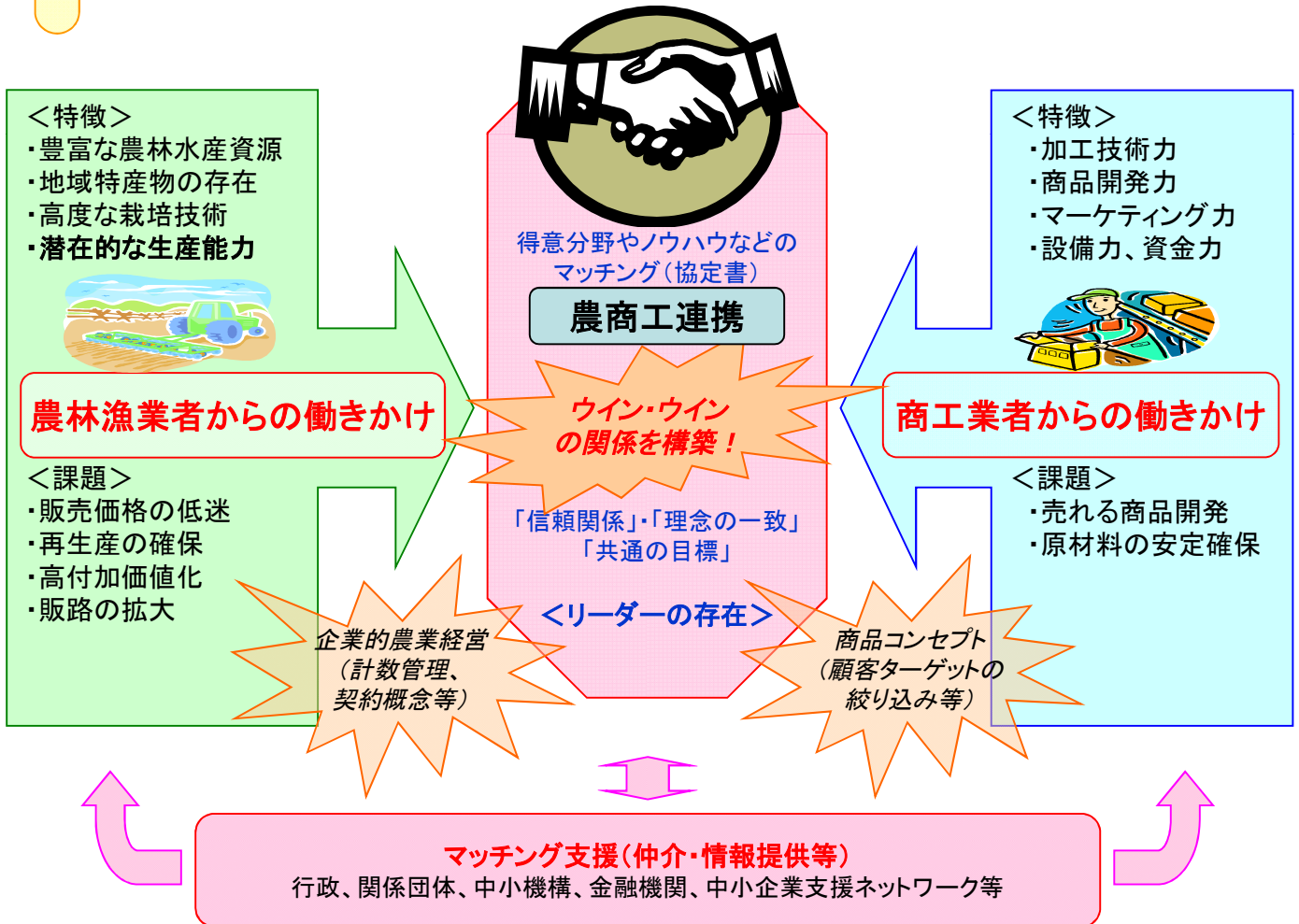
項目	内容
有機的連携	それぞれの経営資源を有効活用し、 双方が工夫を凝らした取組 を行う。
新商品等の開発	これまでに開発・生産したことのない 新たな新商品又は新サービス を行う。
計画期間	原則5年以内
経営の向上・改善目標	①双方の付加価値額(営業利益+人件費+減価償却費)が5年で5%以上向上。 ②中小企業者は、新商品等により総売上高が5年で5%以上増加。 農林漁業者は、連携品目の売上高が5年で5%以上増加。

※ 国、地方公共団体、(独)中小機構は、中小企業者と農林漁業者との交流又は連携の推進、研修、情報提供等の必要な支援を行うよう努力する(法第15条:責務)

進めよう！！農商工連携！！

1. アグリビジネス事業拡大パターン

- ①1次産業から他産業分野への事業拡大(加工、直販、レストラン、観光、宿泊等)
例:(株)秋川牧園、(有)平田観光農園、(農)和郷園、(有)イズミ農園、(株)グラノ24K...
- ②他産業分野から1次産業分野への事業拡大(異業種からの農業参入、出資等)
例:建設業、食品産業(製造業、流通業、外食)...
- ③1次産業と他産業(商工業)との連携による事業拡大(共同開発、出資、提携等)
→双方の弱点をカバーできる産業間連携、産業の融合化



2. 多様な連携パターン

- ・原材料の安定供給・確保連携タイプ
- ・伝統的な加工技術活用連携タイプ
- ・新素材(機能性等)活用連携タイプ
- ・既存原料と新規原料組合せ連携タイプ
- ・観光資源共同開発連携タイプ
- ・IT技術活用連携タイプ
- ・新商品開発連携タイプ
- ・新技術(生産・加工・流通等)活用連携タイプ
- ・既存市場の深掘り連携タイプ
- ・産地加工促進連携タイプ
- ・体験型農林漁業ビジネス連携タイプ
- ・その他

3. 推進手順

・運動論として推進(連携の意義、制度の周知等)→意欲ある者のリストアップ(農業法人等・食品産業等)→連携意向の把握→アプローチ・マッチング機会の確保→連携内容の詰め→事業計画のブラッシュアップ→認定→事業化→フォローアップ

認定事例（中国四国地方）

地域の材木をふんだんに使った木造住宅

地域の山にある品質の優れた材木を活用し、木をふんだんに使った木造住宅を提供する。

市場を通さず材木を直接取引することで流通コストを抑え、木の魅力を実感できる高品質な木造住宅を提供する「山(産)直住宅」システムを構築し、林業の活性化や森林の再生を図る。

- ・樋口林業(有)
(鳥取県)
- ・(有)音田工務店
(鳥取県)



低利用の魚種を活用した加工品(総菜等)

大量に漁獲されるものの、利用度が低く単価が安い魚種を活用し、付加価値の高い総菜等加工品を開発、製造、販売する。

古くからある漁家料理をベースに、萩市ならではのストーリー性を持った加工品を開発し、水産資源の有効活用と地域活性化を図る。



- ・山口県漁業協同組合
(山口県)
- ・ふるさと萩食品協同組合
(山口県)

小豆島産オリーブ葉の粉末および高濃縮エキス

小豆島産オリーブ葉のうちこれまで廃棄処分していた剪定葉を活用し、粉末や高濃縮エキスを開発、製造する。

オリーブ葉にはポリフェノール等有効成分が含まれていることから、健康食品や化粧品等の開発素材として販売することで、未利用資源の有効活用を図る。

- ・地元農業者
(香川県)
- ・(株)ヤマヒサ
(香川県)



こだわりの「たまご」を活用した調味料

こだわりのたまご「恋たま」「米たまご」を活用した調味料(マヨネーズやドレッシング)を開発、製造、販売する。

2種類のたまごの素材を活かした調味料を開発することで、こだわりのたまごのブランド化と販路拡大を図る。



左:恋たま 右:米たまご

- ・タムラポトリ(有)
(徳島県)
- ・(株)たむらのタマゴ
(徳島県)
- ・おいし工房
(徳島県)

農商工連携に関するお問い合わせ先

【法律・制度に関するお問合せ】

- 中国四国農政局事業戦略課 TEL:086-224-9415
- 中国経済産業局中小企業課 TEL:082-224-5658
- 四国経済産業局中小企業課 TEL:087-811-8562
- 各県・各市町村農林水産部局・商工部局
- 農林水産関係団体(JA県中央会、JF県漁連、県森連など)
- 各県の食料産業クラスター協議会又は食品産業協議会

【個別の事業計画に関するお問合せ】

- 中小機構中国支部連携推進課 TEL:082-502-6688
 - 中小機構四国支部連携推進課 TEL:087-823-3220
- ※中小機構とは「独立行政法人中小企業基盤整備機構」の略称

【中小企業の経営改善に向けた取り組み】

○中小企業支援ネットワーク

※経済産業局を中心に幅広い支援機関からなるネットワークを構築。中小企業支援ネットワークアドバイザーが高度専門的な相談に直接対応。また必要な場合はさらに専門家を派遣する。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/network/index.html>

農商工連携パーク <http://j-net21.smrj.go.jp/expand/noshoko/>

農林水産省HP/農商工連携 <http://www.maff.go.jp/j/soushoku/sanki/nosyoko/index.html>

中国四国農政局HP/農商工連携 <http://www.maff.go.jp/chushi/syokuryou/nosyoko/index.html>